ポスト

令和８年５月25日
金融庁

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について

金融庁では、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）につきまして、令和８年３月25日（水曜）から同年４月24日（金曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、特段のご意見はございませんでした。ご検討いただいた皆様におかれましては、ご協力いただきありがとうございました。なお、本件とは直接関係しないご意見を２件お寄せいただきましたが、こちらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

１．改正の概要

本件は、日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うものです。
具体的な改正内容については、別紙をご参照ください。

２．適用日

改正後の監督指針は、本日から適用します。

（別紙）「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(新旧対照表)

問合せ先

- **電話受付**
  受付時間：平日10時00分～17時00分
  電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）
- **ウェブサイト受付**

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

監督局証券課（庁内用2291、2295）

相談・手続・採用情報
- 各種窓口のご案内
  - 金融サービス利用者相談室
  - 金融行政モニター
- 情報公開等
- パブリックコメント
- 申請・届出・照会
  - オンライン行政手続
- 入札公告等
- 採用情報

金融庁の行政相談においては、「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応について方針を定めています。

新着情報配信サービス
金融事業者一括検索機能
金融庁チャットボット（よくある質問）
金融庁ソーシャルメディアアカウント
関連リンク
金融庁金融研究センター
証券取引等監視委員会
公認会計士・監査審査会

サイトマップ

▲ ページの先頭に戻る

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government　（法人番号6000012010023）

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第７号館
電話番号：03-3506-6000